

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績 (令和5年度 1/四半期分)

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日 (4月~6月)	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	令和5年度 Visit Okinawa Japan・沖縄観光デジタルパンフレットギャラリーサイト、サーバ保守及びサイト(CMS)保守管理業務	令和5年4月1日	7,561,400	(有)テトラビット	沖縄県浦添市西原2-4-1 P's SQUARE 304	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、サーバ環境の構築・監視及びサイト管理について、安定かつ安全な稼働・運用のための現行サーバの内容を十全に理解しており、運用保守に必要な専門性の高い技術と実績を兼ね備えた人員が、24時間体制で即時応答する体制を有する沖縄県内唯一のフルマネージドサービス提供事業者である。 また、上記理由に加え、全国で最も地震活動係数の低い沖縄県内のデータセンター内にサーバーを保有していることから、災害時のリスク管理体制が優れており、沖縄県が掲げる「マルチメディアアイランド構想」の実現にも合致していることから、当該事業者と契約した。	
2	令和5年度VISIT OKINAWA JAPAN・沖縄観光デジタルパンフレットギャラリーサイトにおけるGDPR運用業務に関する契約締結	令和5年4月1日	1,118,040	(株)インターネットイニシアティブ	東京都千代田区富士見2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム	第167条の2 第1項第2号	昨今の個人情報の取り扱い方に関して、EUではWEBサイト運営事業者に対する厳しい管理体制を要求している。OCVBでは外国人向け沖縄観光情報発信サイト運用において、EU圏をはじめGDPR対象地域からのアクセスがあることから、GDPR対策ツールを導入・運営しており、本年度も引き続き、導入ツールの運用及び、EUデータ保護監督当局の現地窓口として、問題が生じた際の迅速な対応を行うEU代理人サービスが必要不可欠である。当該事業者はGDPR対策を行える事業者の中で沖縄県内に拠点をもち、かつEU代理人サービスが受託可能な唯一の企業であることから、当該事業者と契約した。	
3	オンライン・トラベル・トレーニング(OTT)における旅行業界向けe-ラーニングコース継続の業務執行による契約の締結について	令和5年4月1日	1,070,353	OTT Group Limited	222 Kensal Road, London	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。OTTは旅行業界関係者向けのe-ラーニングのプラットフォームとして世界最大手であり、登録者は125,000人に及び、その内訳はツアーエージェント、ツアーオペレーター、オンライン旅行社の在宅ワーカー等である。 2020年9月に導入して以来、OTTのプログラムは英国旅行会社に向けての中期的な沖縄認知の大きなツールとなってきており、核となるe-ラーニングコースに加えて、完了者への継続的アプローチ、OTTデータベースを利用したのキャンペーン、ウェビナーの開催等、OTTの豊富なツールとプログラムを通してプロモーション効果の拡大に寄与している。 また、将来的には日本の他都市と連携したプログラム構築も可能であり、訪日リピーター層を顧客に持つ旅行社へ戦略的なPRを実施することが見込めるため、当該事業者と契約した。	
4	ドイツテレビ番組「Herr Raue Reist!」招聘事業 ロケコーディネーター委託費	令和5年4月20日	2,454,156	(同)T&S G-whiz	沖縄県国頭郡金武町宇伊芸 1668-2	第167条の2 第1項第2号	県内のロケ地保全や撮影トラブルの回避を目的に、ロケコーディネーターを取りまとめている唯一の団体へ英語対応が出来るロケコーディネーターの紹介を求めたところ、英語対応可能な事業者が当該事業者のみであったため、当該事業者と契約した。	

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和5年度 1/四半期分）

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日 (4月～6月)	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	令和5年度委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄県観光レップ業務(フランス)の業務執行による契約の締結について	令和5年4月20日	8,000,000	Interface Tourism	16 rue Ballu 75009 Paris	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和3年度の本業務委託事業者選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロングホールかつ沖縄の認知度が低い欧米豪市場において、レップの沖縄知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するためにも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため2回目の更新を行い、当該事業者と契約した。	
6	令和5年度委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務(英国)の業務執行による契約の締結について (イギリス:Hume Whitehead Limited)	令和5年4月1日	8,000,000	Hume Whitehead Ltd.	20 Eastbourne Terrace, London W2 6LG	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和4年度の本業務委託事業者選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロングホールかつ沖縄の認知度が低い欧米豪市場において、レップの沖縄知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するためにも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため1回目の更新を行い、当該事業者と契約した。	
7	令和5年度委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務(ドイツ)の業務執行による契約の締結について (ドイツ:KPRN network GmbH)	令和5年4月1日	8,000,000	KPRN network GmbH	Hamburger Allee 45, 60486 Frankfurt am Main, Germany	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和4年度の本業務委託事業者選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロングホールかつ沖縄の認知度が低い欧米豪市場において、レップの沖縄知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するためにも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため1回目の更新を行い、当該事業者と契約した。	
8	令和5年度委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務(オーストラリア)の業務執行による契約の締結について (オーストラリア:The Walshe Group)	令和5年4月1日	8,000,000	The Walshe Group	Level 5, 117 York St., Sydney, NSW 2000 Australia	第167条の2 第1項第2号	外国での契約になる。当該事業者は令和4年度の本業務委託事業者選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をもらう必要があり、ロングホールかつ沖縄の認知度が低い欧米豪市場において、レップの沖縄知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するためにも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率である。当該事業者は昨年度の成果検証において仕様書に定める基準を満たしており、且つ、本年度も中期計画に基づいた事業展開が可能であるため1回目の更新を行い、当該事業者と契約した。	
9	令和5年度 中国市場発送業務の業務執行による契約の締結について	令和5年6月12日	1,896,000	(株)南海エクスプレス	大阪府大阪市浪速区難波 11-10-4	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は中国現地に事務所を構えており、輸入にかかる現地関税及び消費税の請求手続きをOCVB宛に行う事が可能であること、且つ、仕様書の条件を満たす事業者が当該事業者のみであったため、当該事業者と契約した。	